

栃の木保育園 重要事項説明書

令和6年3月

1. 施設の目的及び運営の方針

- (1) 栃の木保育園（以下「当園」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。
- (2) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- (3) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- (4) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- (5) 当園は、児童福祉法施行条例（平成24年埼玉県条例第68号）及び深谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月条例第24号。以下、「条例」という。）、その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

2. 提供する保育の内容等

- (1) 特定教育・保育（法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者」という。）に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。
- (2) 時間外保育
就労等の理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、第7条に規定する時間の範囲内において、法第59条第1号に規定する時間外保育を提供する。
- (3) 食事の提供
- (4) その他保育に係る行事等
- (5) 一時預かり事業

3. 事業運営主体

名 称	社会福祉法人 栃の木福祉会
所 在 地	深谷市上柴町東3丁目18番地3
電 話 番 号	048-572-8956
代表者氏名	理事長 柴崎 宏

4. 利用施設

施設の種類	保育所		
施設の名称	栢の木保育園		
施設の所在地	深谷市上柴町東3丁目18番地3		
連絡先	電話番号	048-572-8956	F A X 048-572-8989
管理者	園長 柴崎紀美江		
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、 保育を必要とする小学校就学前児童		
利用定員	満3歳以上の児童（2号認定）	26人	
	満1歳以上満3歳未満の児童（3号認定）	16人	
	満1歳未満の児童（3号認定）	8人	
開設年月日 (認可年月日)	平成12年 4月 1日 (平成12年 3月30日)		
事業所番号	1121851000334		
実施する保育事業	低年齢児保育、障がい児保育、アレルギー等対応給食提供		
自己評価の概要	年度内に数回実施		
第三者評価の概要	外部機関に依頼		
職員への研修の実施状況	埼玉県、保育協議会及び保育士会主催の外部研修に参加		
嘱託医	小児科医1人／歯科医1人		

5. 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地全体面積	1,055.28 m ²	園庭面積	148 m ²
園舎構造	鉄骨造2階建	延べ面積	590.81 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	1室	あか組内
ほふく室	1室	あか組内
保育室	4室	あか組（0歳児～1歳児）、もも組（2歳児）、 きいろ組（3歳児）各1室 みどり・あお組（4・5歳児）合同1室
ランチルーム	1室	
医務室	1室	
調理室	1室	
事務室 他	3室	

6. 職員の設置状況

(1) 職種及び員数等 (令和6年2月1日現在)

職 種	常勤	常勤の有資格者	非常勤	非常勤の有資格者	備考
園長	1人	1人			
主任保育士	1人	1人			
保育士	8人	8人	6人	6人	
保育補助員	人	人	1人	人	
看護師	人	人	1人	1人	
栄養士	1人	1人	1人	1人	
調理員	人	人	1人	人	
事務員	1人	人	人	人	

(2) 各職種の勤務体系

職 種	勤務体系 (勤務時間帯)	備考
園長	午前 8時00分～午後 5時00分	
主任保育士	午前 7時00分～午後 7時00分	シフト勤務
保育士	午前 7時00分～午後 7時00分	シフト勤務
看護師	午前 8時00分～午後 5時00分	
栄養士	午前 8時30分～午後 5時30分	
事務員	午前 8時30分～午後 5時30分	

7. 開園日・開園時間・保育提供時間及び休園日

園日		月曜日～土曜日	
開園時間	月～金曜	午前 7時30分～午後 6時30分	
	土曜	午前 7時30分～午後 6時30分	
保育提供時間 *保育標準時間認定		午前 7時30分～午後 6時30分	
延長保育時間		午前 7時～午前 7時30分	午後 6時30分～午後 7時
保育提供時間 *保育短時間認定		午前 8時30分～午後 4時30分	
延長保育時間		午前 7時30分～午前 8時30分	午後 4時30分～午後 6時30分
休園日		日曜、祝日、年末年始 (12/29～1/3)	

8. 一時預かり保育について

(1) 実施日時

月曜日～金曜日 午前8時半～4時半 祝日、年末年始は休み

(2) 対象年齢

満1歳以上または当園が認めた者

(3) 利用料金

4/1時点の年齢	1時間	1日	1か月
3歳未満	500円	3,000円	43,000円
3歳以上	500円	3,000円	37,000円

※給食・おやつ代：3歳未満 無料 3歳以上 1回330円／1か月6500円

(4) 保育内容

各年齢毎のクラスで、在籍園児と共に保育を行います。

9. 給食等について

(1) ねらい

- ・食を通じて児童の体や心の発達をはかる。
- ・児童の健康を増進し、体力の向上をはかる。
- ・楽しい雰囲気の中で、望ましい食習慣を身につける。
- ・栄養や衛生の知識を身に付ける。
- ・食文化の伝承をうながす。

(2) 提供方法

自園調理

(3) 内容

- ・栄養士が作成した献立をもとに調理師が作ります。当園の給食は全て手作りです。
- ・献立は七夕やクリスマスなどの行事食もあり、子どもが楽しんで食べられるように工夫をしています。
- ・栄養素については、幼児1日当たりの必要栄養所要量の50%以上が目安となっています。
- ・毎日午後3時に手作りおやつを提供します。0歳～2歳児クラスには午前10時頃にもおやつを提供します。(都合により手作りでない場合もあります)
- ・基本的に「残さず食べる子」を目指しています。

(4) アレルギー等への対応

- ・埼玉県所定の用紙(アレルギー-疾患生活管理指導表)に主治医から食物アレルギーに関する診断書を記入して頂き、アレルギー対応食を提供します。
(各医療機関の診断書でも可)

(5) 完全給食

- ・当園では、すべての子どもに対して給食を提供しております。3歳児以上からは主食代及び副食代を頂いています。
- ・調理室の清掃、点検、調理員の状況によりお弁当持参又、給食センターから搬入される場合もあります。

10. クラス分け

以下の5クラスがあります。

- (1) あか組 (0～1歳児)
- (2) もも組 (2歳児)
- (3) きいろ組 (3歳児)
- (4) みどり組 (4歳児)
- (5) あお組 (5歳児)

4・5歳児については、定員が少数であることを生かし異年齢児による合同保育を行います。

11. 年間行事予定

月	行事内容
4月	進級式、入園式、春のお散歩遠足
5月	内科健診、保育参観、消防訓練
6月	歯科健診、交通安全教室、プール開き
7月	七夕会
8月	夏まつり
9月	
10月	運動会、ハロウィンパーティー
11月	内科健診
12月	もちつき会、クリスマス会
1月	お正月遊び、生活発表会
2月	豆まき会
3月	ひな祭り会、卒園遠足 (あお組)、お別れ会 (あお組)、卒園式 (保育証書授与式)
毎月	英会話教室 (みどりあお組) スイミング (みどりあお組) リトミック教室 (みどりあお組) ボール投げ教室 (あお組/豊里こども園と合同) 避難訓練 お誕生日会 身体測定

※日程は都合により変更・中止することもあります。

1 2. 保護者の負担について

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 教材及び給食代(業者の価格改定により変更になる場合もあります)

保育料のほかに、保護者にご負担いただくものとして以下のものがあります。

・クラス別帽子代	1 1 2 0 円	(全園児)
・体操着代 (上)	2 6 0 0 円	(3歳以上)
・体操着代 (下)	2 5 0 0 円	(3歳以上)
・主食代	月 1 8 0 0 円	(3歳以上)
・副食代	月 4 7 0 0 円	(3歳以上)
・ジャージ代 (上)	2 2 0 0 ~ 2 5 0 0 円	(4歳以上)
・ジャージ代 (下)	2 3 0 0 ~ 2 6 5 0 円	(4歳以上)
・縄跳び	1 0 0 0 円	(4歳以上)
・マーカー	1 1 6 0 円	(3歳以上)
・クレヨン	8 0 0 円	(3歳以上)
・水泳キャップ	6 4 0 円	(4歳以上)
・スイミング代	1 回 1 2 0 0 円	(4歳以上)

上記のほか、保護者会から保護者会費の徴収があります。

(3) 延長保育料

利 用 時 間	月額料金	1 回料金
7 : 0 0 ~ 7 : 3 0		3 0 0 円
1 8 : 3 0 ~ 1 9 : 0 0	2, 0 0 0 円	2 0 0 円
上記以外の場合	3 0 分	3 0 0 円

※利用は1歳児クラスからとなります。

一ヶ月単位の申し込み方法

所定の用紙（延長保育申込書[様式1]及び勤務証明書[様式2]）を利用希望月の前月20日までに提出してください。ただし、様式2については、毎年4月及び勤務状況の変更の際のみの提出で可とします。

都度利用の申し込み方法

朝の延長保育を利用の方は前日の17時までに職員に直接、またはコドモン（連絡アプリ）、電話にて申し込みください。

※延長保育料は未締めとし、翌月10日までにお支払いいただきます。

1 3. 地域通貨 negi (ネギー) の取扱いについて

当園では、深谷市の地域通貨 negi (ネギー) を使用したキャッシュレス決済にて、給食費・延長保育料・教材費・スイミング代をお支払いいただいております。

1 4. 当園と保護者の連絡について

- (1) 園での状況や家庭での状況を相互連絡するために、連絡帳を活用します。
- (2) 行事等は、印刷物や掲示及び、アプリ「コドモン」などでお知らせします。また月に1回、園だよりを発行します。
- (3) 勤務先はもちろんのこと、住所、電話番号、携帯電話番号が変更になった時は、速やかに当園に連絡してください。

1 5. 利用の開始及び終了について

以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 小学校に就学したとき。
- (2) 保育の必要性の事由に該当しなくなったとき。
- (3) その他、保育の利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

1 6. 嘱託医について

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 小児科

医療機関の名称	さいとう小児科医院
医 院 長 名	齋藤洪太
所 在 地	熊谷市拾六間788-34
電 話 番 号	048-532-6891

(2) 歯科

医療機関の名称	新井歯科医院
医 院 長 名	新井巧和
所 在 地	深谷市上柴町東5-14-12
電 話 番 号	048-573-5077

1 7. 緊急時の対応

十分注意して保育致しますが、集団生活のため軽微なケガ(すり傷、こぶ、ひっかき傷等)はご了承ください。ただし医療機関での処置を必要とする場合は、原則以下の通りとします。

- (1) 保護者に連絡をした上で、当園で病院へ連れて行きます。
- (2) 後日、健康保険証を病院に持参頂く場合もございます。
- (3) その後の通院につきましてはご家庭でお願い致します。
- (4) 重症ではない場合の医療費につきましては、子ども医療が無料のため、各家庭での健康保険での対応をお願い致します。

18. 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

窓口担当者	主任保育士		
ご利用時間	午前10時から午後3時		
電話番号(FAX)	048-572-8956 (FAX048-572-8989)		
第三者委員	原 浩	電話番号	— —
		役職・肩書等	ふかや農協組合長
	吉田 真人	電話番号	— —
		役職・肩書等	児童福祉施設長

19. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
園舎の耐火構造	耐火建築物
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 無 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。
喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想・信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

20. 賠償責任保険について

保育中の怪我や事故に対して以下の保険に加入しています。

- (1) 保険会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
- (2) 保険の種類 幼稚園保育園賠償責任保険
- (3) 補償金額 1事故1億円かつ1名2千万円

2 1. プライバシーポリシー（個人情報保護指針）

当園は、個人情報保護の重要性を理解し個人情報の取扱いに関して、下記指針を全職員に周知徹底しています。

- (1) 個人情報は保育園業務のために取得し、法令に定める場合を除き、目的外に使用いたしません。
- (2) 個人情報の管理には万全を尽くします。
- (3) 個人情報の開示等について適切に対応いたします。
- (4) 個人情報を第三者に提供するなど目的外利用する場合は、必ず保護者の同意を得てから行います。ただし法令に定める場合や緊急時または同意を得ることが困難であるときは除きます。
- (5) 個人情報に関する問い合わせ窓口は園長または主任保育士です。

2 2. 写真・映像の取扱いについて

日常の子ども達の姿を保育資料として、また保育者の資質向上のための研修資料として写真や映像を記録いたします。他の目的には使用致しませんので、ご了承下さい。

- (1) 毎月発行の園だよりへの掲載
- (2) ホームページへの記事掲載、保護者ページへの掲載（パスワードで保護）
- (3) 深谷市主催の「福祉健康祭り」の際、保育園紹介パネルへの掲載
- (4) 写真撮影提携先「ウェルキッズフォト」へのインターネット掲載（閲覧や購入は、当園が承認した方のみ出来ます。）
- (5) 職員研修時の資料として使用
- (6) 園内掲示物